

居宅介護支援にかかると重要事項説明書

※この説明書は、当社（以下「事業者」といいます。）が、お客様に提供する居宅介護支援（以下「ケアマネジメント」といいます。）に関する重要事項について説明するものです。

1. 当社の概要（法人）

| | |
|----------|--|
| 事業者の名称 | 株式会社スマイルケア |
| 事業者の所在地 | 福岡市南区的場二丁目 25 番 1 号 |
| 代表者役職・氏名 | 代表取締役 三浦 叔子 |
| 電話番号 | 092-588-8220 |
| 事業所数 | ・居宅介護支援 1ヶ所 ・訪問介護 1ヶ所 ・通所介護 2ヶ所 ・訪問看護ステーション 3ヶ所 ・認知症対応型共同生活介護 2ヶ所 ・住宅型有料老人ホーム 1ヶ所 ・小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 |

2. 事業所の概要

| | |
|------------------------|---|
| 事業所の名称 | 株式会社スマイルケア |
| 事業所の所在地 | 福岡市南区的場二丁目 25 番 1 号 |
| 電話番号 | 092-588-8220 |
| 指定番号 | 居宅介護支援（4071101663号） |
| 事業開始年月日 | 平成16年9月1日 |
| 居宅支援実施地域 （サービス提供地域） | 福岡市南区・城南区・博多区・中央区・早良区 東区・西区、春日市・那珂川市 |

事業の目的

株式会社スマイルケア（以下「事業所」といいます。）が行うケアマネジメントの適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のケアマネジャーが、要介護状態又は要支援状態にあるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、適正なケアマネジメントを提供することを目的とします。

運営の方針

1. お客様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
2. お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
3. お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される指定居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。お客様はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事ができます。

また、集合住宅居住者において、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることなく、お客様の意思やアセスメント等を勘案し、適切なケアプランの作成を行います。

4. 運営にあたっては、関係市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者介護保険施設等との連携に努めます。

サービス理念

1. 株式会社スマイルケアは、法令遵守のもと公正中立の立場でお客様と事業所との連携を図り、総合的にサービスが提供できるように支援いたします。
2. 株式会社スマイルケアは、地域と連携を図りながら、お客様が自立した健やかな生活を送れるように支援いたします。
3. 株式会社スマイルケアは、お客様一人一人の声に耳を傾け、早期の問題解決に努めます。
4. 株式会社スマイルケアは、人と人とのつながりを大切にし、感謝の気持ちとまごころを持ってサービスを提供いたします。

3. 事業所の職員体制

管理者 1 名 氏名 小田 恵子

※ 事業所のケアマネジャーその他の従業員の管理、ケアマネジメントの利用の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を1元的に行うとともに、必要な指揮命令を行います。

ケアマネジャー 名 (うち主任ケアマネ 名)

※ お客様が、ご自宅において自立した日常生活を営むことができるよう、ケアプランの作成をはじめとするケアマネジメント提供を行います。

担当の介護支援専門員 ※担当者は変更になる場合がございます。ご了承下さい。

| |
|--|
| |
|--|

4. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日
(日曜及び12月31日から翌年1月3日を除きます)

営業時間 午前9時から午後6時

※尚、勤務の都合上少人数で対応していることもありますので、対応に不手際があるかもしれませんがご了承下さい。時間外の相談については、別紙緊急連絡先をご参照下さい。

5. 居宅介護支援の内容

- ①利用の申込み
- ②重要事項説明書の説明と同意
- ③アセスメント (ニーズの把握・課題分析)
- ④居宅介護サービス計画書の作成・説明と同意
- ⑤居宅介護サービス事業者との連絡調整
- ⑥サービス実施状況把握、評価
- ⑦利用者状況把握
- ⑧給付管理
- ⑨要介護 (支援) 認定に対する協力・援助)
- ⑩相談業務

6. 利用者負担金

居宅介護支援については、介護保険から全額支給されるのでお客様の負担はありません。

但し保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき所定の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明」を発行します。

この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

※所定の料金とは令和3年4月1日に改定された介護報酬算定・指定基準に基づき規定されたものです。(重要事項説明書付属文章参照)

7. 交通費

原則としてケアマネジャーの交通費はいただきません。ただし、お客様のご希望により、事業者が設定していますサービス提供地域以外に訪問してケアマネジメントを提供する場合は、所定の交通費（実費相当）をご負担いただきます。

8. 解約料

お客様は、解約を希望する7日前までに文書で通知することによりいつでも解約することができ、解約料はいただきません。

9. 秘密保持と個人情報について

居宅介護支援業務にあたり、居宅サービスの提供が適切かつ円滑に実施できるように、お客様又はご家族に関する秘密および個人情報について必要最小限の範囲内の使用が必要となります。

居宅介護支援業務開始にあたり、個人情報使用同意書に署名、押印により同意を得て秘密および個人情報について正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 事故発生時の対応

1. お客様に対して指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに担当医(主治医)や、お客様家族、市町村等の関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
2. お客様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

15. 相談・苦情処理の体制

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で承ります。

(1) 当社窓口 **TEL 092-588-8220**

FAX 092-588-8221

相談苦情担当責任者 小田 恵子

相談苦情担当 _____

受付時間 午前9時～午後6時（毎週月曜日～土曜日）

（ただし、祝日、年末年始を除きます）

(2) 行政機関その他相談苦情受付機関

市町村介護相談窓口

○福岡市役所介護保険課 TEL 092-733-5452

○東区介護サービス係 TEL 092-645-1069

○博多区介護サービス係 TEL 092-419-1081

○中央区介護サービス係 TEL 092-718-1102

○南区介護サービス係 TEL 092-559-5125

○城南区介護サービス係 TEL 092-833-4105

○早良区介護サービス係 TEL 092-833-4355

○西区介護サービス係 TEL 092-895-7066

○春日市役所 TEL 092-584-1111

○那珂川市役所 TEL 092-953-2218

○福岡県国民健康保険団体連合会

介護サービス相談窓口 TEL 092-642-7859

○地域包括支援センター

お客様のお住まいの地域の包括支援センターは

| |
|--|
| 第 地域包括支援センター です。 |
|--|

TEL _____

16. 居宅介護支援業務上の留意事項

- ① お客様の心身の状況や、その置かれている環境等に応じてお客様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ② お客様の意思及び人格を尊重し、お客様の立場に立ち、提供される居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に不当に偏らないよう公正中立に行います。
- ③ 居宅介護支援にあたり、お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に資するように行ない、医療サービスとの連携に分に配慮します。
- ④ 事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、お客様やご家族、事業者等への連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、お客様について解決すべき課題を把握し必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ないます。
- ⑤ 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管しお客様に対し継続的に情報提供、説明等を行ないます。
- ⑥ ケアマネジャーは、お客様に対する居宅介護支援の提供にあたってお客様もしくはご家族等などから金銭または高価な物品の授受、お客様のご家族に対する居宅サービスの提供、飲酒、宗教活動、政治活動、営利活動等、その他お客様もしくはご家族等に行なう迷惑行為を行ないません。

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者名 株式会社スマイルケア

説明者 _____ 印

居宅介護支援費

《基本部分》

居宅介護支援費(Ⅰ)

居宅介護支援費(i)

取扱件数40未満の部分

要介護1、2 ⇒1076単位/月

要介護3、4、5 ⇒1398単位/月

居宅介護支援(ii)

取扱件数40以上60未満の部分

要介護1、2 ⇒ 539単位/月

要介護3、4、5 ⇒ 698単位/月

居宅介護支援(iii)

取扱件数60以上の部分

要介護1、2 ⇒ 323単位/月

要介護3、4、5 ⇒ 418単位/月

居宅介護支援費(Ⅱ) 一定の情報通信機器(AIを含む)の活用または事務職員を配置

居宅介護支援費(i)

取扱件数45未満の部分

要介護1、2 ⇒1076単位/月

要介護3、4、5 ⇒1398単位/月

居宅介護支援(ii)

取扱件数45以上60未満の部分

要介護1、2 ⇒ 522単位/月

要介護3、4、5 ⇒ 677単位/月

居宅介護支援(iii)

取扱件数60以上の部分

要介護1、2 ⇒ 313単位/月

要介護3、4、5 ⇒ 406単位/月

《加算部分》

特定事業所加算(Ⅰ) 505単位/月

特定事業所加算(Ⅱ) 407単位/月

特定事業所加算(Ⅲ) 309単位/月

特定事業所加算(A) 100単位/月

特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

初回加算 300単位/月

入院時情報連携加算 (I) 200単位/月

入院時情報連携加算 (II) 100単位/月

退院・退所加算(入院または入所期間中1回を限度に算定)

カンファレンス参加無しの場合

(I)イ 連携1回 450単位

(I)ロ 連携2回 600単位

カンファレンス参加有りの場合

(II)イ 連携1回 600単位

(II)ロ 連携2回 750単位

(III)連携3回 900単位

ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月 (2回まで)

1. 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」といいます）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から試行されることになりました。

2. 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します）第2条1項）また高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 身体的虐待： 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。ii 介護・世話の放棄・放任： 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。iii 心理的虐待： 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。iv 性的虐待： 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。v 経済的虐待： 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること |
|--|

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ～ v の行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|------------|--|---|---------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス業 介護予防支援事業 | |

(高齢者虐待防止法第2条)

「高齢者虐待の例」

i 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的継続的に遮断する行為

【具体的な例】

- ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲させる。
- ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等

ii 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。

【具体的な例】

- ・ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある

- ・ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
- ・ 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること等

iii 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・ 侮辱を込めて、子供のように扱う
- ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等

iv 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

【具体的な例】

- ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・ キス、性器への接触、セックスを強要する等

v 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・ 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する等